

令和 7 年 3 月 2 5 日
生活支援部医療保険課

国民健康保険料の改定等について

1 保険料算定の基本的考え方

- 特別区においては、統一保険料方式を採用しており、原則として本区の保険料については特別区統一保険料とする。
- 保険給付等に要する経費として東京都が決定する「国民健康保険納付金」等を賦課総額として、これを、被保険者からの保険料収入で賄うことを基本として保険料を算出する。
- 特別区独自の激変緩和措置及び段階的な法定外繰り入れの解消・縮減として、賦課総額に算入すべき「国民健康保険納付金」については、平成 30 年度に納付金の 94%を算入することを基準に、毎年度 1 %ずつ算入割合を引き上げ、負担抑制をしてきた。令和 6 年 2 月の区長会総会において、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、算入割合を据え置いたため、計画通り進まなかった 2 年分を延長し、令和 8 年度の達成を目指すこととした。

2 令和 7 年度国民健康保険料案

上記の考え方による保険料率案は、以下のとおりである。

項目		令和 7 年度	令和 6 年度	増減
基礎分	所得割率	7.71%	8.69%	△0.98 P
	均等割額	47,300 円	49,100 円	△1,800 円
後期分	所得割率	2.69%	2.80%	△0.11 P
	均等割額	16,800 円	16,500 円	+300 円
介護分	所得割率	2.25%	2.31%	△0.06 P
	均等割額	16,600 円	16,500 円	+100 円
一人当たり 保険料合計		192,238 円	196,019 円	△3,781 円

- ※ 令和 6 年度介護納付金分所得割率について、区において算出した率を採用（特別区統一保険料：2.36%）
- ※ 均等割額の軽減措置について、5 割軽減に使われる判定所得を 29 万円 5 千円から 30 万円 5 千円に、2 割軽減に使われる判定所得を 54 万 5 千円から 56 万円に、それぞれ引き上げ

3 令和 7 年度年間保険料試算

別紙 1 のとおり

4 政令指定都市との保険料率比較

別紙 2 のとおり

5 今後の予定

江東区国民健康保険条例改正案を令和 7 年第 1 回区議会定例会に追加提出予定

別紙 1

3 令和7年度年間保険料試算[単位：円]

①年金受給者(65歳以上)1人世帯 [世帯主(65歳)のみ] ※基礎+支援

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
令和7年度	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
増 減	△ 450	△ 450	△ 6,323	△ 17,523	△ 26,516	△ 35,672	△ 44,937	△ 54,202	△ 63,794	△ 74,149

②年金受給者(65歳以上)2人世帯 [世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)] ※基礎+支援

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
令和7年度	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
増 減	△ 900	△ 900	△ 6,623	△ 19,023	△ 28,016	△ 37,172	△ 46,437	△ 55,702	△ 65,294	△ 48,261

③給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(35歳)のみ] ※基礎+支援

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
令和7年度	19,230	34,130	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580
増 減	△ 450	△ 968	△ 11,201	△ 18,831	△ 26,897	△ 35,617	△ 44,337	△ 53,493	△ 63,303	△ 73,658

④給与所得者(65歳未満)3人世帯 [世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)] ※基礎+支援

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210
令和7年度	48,075	82,205	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530
増 減	△ 1,125	△ 2,093	△ 60,776	△ 20,331	△ 29,147	△ 37,867	△ 46,587	△ 55,743	△ 65,553	△ 31,680

⑤給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(40歳)のみ] ※基礎+支援+介護

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	24,630	43,810	204,920	301,520	403,640	514,040	624,440	740,360	864,560	995,660
令和7年度	24,210	42,880	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130
増 減	△ 420	△ 930	△ 11,635	△ 19,685	△ 28,195	△ 37,395	△ 46,595	△ 56,255	△ 66,605	△ 77,530

⑥給与所得者(65歳未満)2人世帯 [世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)] ※基礎+支援+介護

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	49,260	84,860	254,180	383,620	485,740	596,140	706,540	822,460	946,660	1,061,838
令和7年度	48,420	83,230	241,705	362,535	456,145	557,345	658,545	764,805	878,655	986,680
増 減	△ 840	△ 1,630	△ 12,475	△ 21,085	△ 29,595	△ 38,795	△ 47,995	△ 57,655	△ 68,005	△ 75,158

4 政令指定都市との保険料率比較

	令和6年度		令和5年度	
	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	11.49%(8/21番目)	65,600円(11/21番目)	9.59%(16/21番目)	60,100円(14/21番目)
札幌市	12.59%	69,480円	12.49%	65,010円
仙台市	11.97%	72,510円	11.21%	68,250円
さいたま市	9.61%	47,200円	9.61%	43,600円
千葉市	9.85%	63,960円	9.54%	64,080円
横浜市	11.48%	52,510円	10.30%	48,220円
川崎市	10.84%	57,987円	9.70%	52,018円
相模原市	9.10%	62,000円	8.35%	58,500円
新潟市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静岡市	8.65%	64,200円	8.38%	63,200円
浜松市	9.55%	66,000円	9.55%	66,000円
名古屋市	11.89%	65,123円	11.19%	60,508円
京都市	10.47%	57,530円	10.47%	57,530円
大阪市	12.68%	92,101円	11.87%	82,272円
堺市	12.68%	92,101円	11.54%	81,404円
神戸市	11.60%	78,280円	10.91%	76,150円
岡山市	11.10%	66,480円	10.45%	64,320円
広島市	10.65%	76,420円	9.45%	70,408円
北九州市	11.71%	71,380円	11.21%	68,170円
福岡市	9.66%	59,012円	10.03%	59,193円
熊本市	10.96%	79,800円	10.61%	77,300円

※1人当たり保険料については、公表しておらず、また、各市の所得が分からないため、算定はできない。

(参考)令和7年度特別区基準保険料率案【最終案】と令和6年度の比較(基礎分+後期高齢者支援金分)

特別区	10.40%(15/21番目)	64,100円(13/21番目)	…納付金の99%を賦課総額に組入れる
-----	-----------------	------------------	--------------------